

選挙資材貸出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、名古屋市選挙管理委員会事務局が管理する選挙資材（以下「資材」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象団体)

第2条 資材の貸出しを受けることができる者は、次条に規定する貸出対象事業を実施する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 名古屋市の各局区室課公所
- (2) 学区連絡協議会、学区区政協力委員会その他地域住民により組織された公共的団体
- (3) 名古屋市の各局区室課公所が後援する事業を主催する者
- (4) 地方公共団体
- (5) 選挙管理委員会事務局の事業に協力し、選挙啓発に熱意をもって関わっている
と選挙管理委員会事務局長が認める者

(貸出対象事業)

第3条 貸出対象事業は、政治及び選挙に対する市民の関心を高める効果が期待できると選挙管理委員会事務局長が認める事業であるものとする。

(貸出資材)

第4条 貸出しをする資材は、次のとおりとする。

- (1) 投票箱 1個まで
- (2) 投票記載台 2台まで

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出しを受けた日から14日以内とする。ただし、選挙管理委員会事務局長が特に必要と認めたときは、貸出期間を延長することができる。

(貸出手続)

第6条 資材の貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の10日前までに選挙資材借用申請書（様式第1号）を選挙管理委員会事務局長に提出しなけ

ればならない。ただし、申請の内容等により、申請の期限はこの限りではない。

(費用負担)

第7条 資材の貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中の資材の維持管理、運搬等に要する費用は、資材の貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）の負担とする。

(義務及び禁止行為)

第8条 借用者は、資材を適正に使用するとともに、使用、運搬及び保管の際には、紛失、汚損、損傷等（以下「紛失等」という。）のないよう適切に管理しなければならない。

2 借用者は、資材を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(取消し)

第9条 借用者が次のいずれかに該当する場合は、選挙管理委員会事務局長は、資材の貸出しを取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により資材の貸出しを受けた場合
- (2) 前条の規定に違反した場合

(損害賠償)

第10条 借用者は、故意又は過失により資材を紛失等した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、選挙管理委員会事務局長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(返却及び実績報告)

第11条 借用者は、資材に紛失等がないことを十分に確認した後、貸出しを受けた期間内に選挙資材借用実績報告書（様式第2号）を添えて資材を選挙管理委員会事務局長に返却し、その確認を受けなければならない。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年10月26日から施行する。